

## 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害における和歌山弁護士会の活動経過

災害対策委員会 委員長 土橋 弘 幸

### 1 はじめに

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害につきましては、会員の皆様から多大なるご支援をいただきまして、誠にありがとうございました。

以下、簡単ではありますが、今後の備忘録も兼ねて、これまでの活動報告をさせていただきます。

### 2 現地相談会までの活動経過

・2023年6月2日（金） 県下で大雨被害が発生しました。

・2023年6月3日（土） 担当副会長・正副委員長にてLINEを活用し、迅速に意見交換を行い、まずは、県下の被害状況の把握を行いました。その上で、広範囲での被害、被害規模から、今後、県下30市町村と締結した災害協定に基づき、現地相談会を行うことを想定しました。

また、5年前の台風21号で実施した電話相談会を踏まえ、現地相談会を行う前に、まずは電話相談会を行うことを決めました。そして、遅くとも7日までには電話相談会を行うことを想定して準備（相談担当者の決定、広報、電話回線の準備等）を行いました。

電話相談会を急いだ理由としては、風災と異なり水害は水が引いてしまうと被害の痕跡が見えなくなるため、片付けに着手する前に、一刻も早く浸水の証拠保全（写真、可能であれば望ましいのは動画撮影）を呼び掛ける必要があったからです。また、り災証明の申請受付も週明けから始まることが予想されたため、県民の方により災証明の申請のアナウンスもする必要があったことが挙げられます。

・2023年6月5日（月）・6日（火） 月曜日から正副委員長で会館に待機し、電話での問い合わせがあれば、その場で対応し、どのような相談が多いか把

握し、結果を委員会で共有いたしました。また、5日（月）は早朝からZ o o mにて、県下で一番被害の大きかった海南市（社会福祉課、税務課）と意見交換（出席者は担当副会長、正副委員長）を行いました。そして、5日午後からは、Z o o mにて、J V O A D（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）の会議に参加し、午前中の海南市との意見交換を踏まえて被害状況を報告しました。このとき、海南市はすでに専門ボランティアが必要な状況だったのですが、報道が全くなされていなかったため、現地のニーズが専門ボランティア団体に十分に伝わっていませんでした。そこで、県社協ボランティアセンター長と意見交換し、専門ボランティアが必要であること、県外からも応援が必要であることを情報共有しました。

- ・2023年6月7日（水） 電話相談会を実施しました。

T w i t t e r、新聞、被災地へのチラシの配布等で広報を行い、当日は、午前10時から12時までと午後1時から午後5時まで相談会を実施しました。3回線に対応し、相談件数は午前が12件、午後が6件の合計18件でした。午前中NHKの取材もありました。

水害は比較的電話が鳴りにくい部類と言われているのですが、上記のとおり、計18件と多数の相談が寄せられ、県下の被害の深刻さがうかがわれました。

なお、電話相談会は、6月27日（火）にも午前10時から午後4時の枠で実施しました。このときは2回線に対応したのですが、相談件数は午前が1件、午後が2件の合計3件でした。

- ・2023年6月9日（金） 同日午後6時から岡山弁護士会の大山知康弁護士を講師としてお招きし、後述の現地相談会の準備のため、緊急研修を実施しました。

参加者数は会場とZ o o m参加を合わせて37名であり、当会の災害関連の研修としては過去最多を記録しました。研修にご参加くださった会員の皆様、ご多忙の中、ご参加くださり、誠にありがとうございました。

以下、現地相談会の報告です。複数の市町村をまわり、自治体と社会福祉協議

会、行政相談センター、そして専門職（弁護士、司法書士、建築士、技術士、税理士等）が連携して被災者相談会を実施した例は全国でも珍しいそうです。このような被災者支援を実施できましたのもひとえに会員の皆様の多大なる支援のおかげです。ここに改めてお礼申し上げます。

### 3 現地相談会の報告

#### (1) 海南市

※6月2日・災害救助法適用（施行令第1条第1項第1号）

6月21日・被災者生活再建支援法適用（施行令第1条第1号）

時間：午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで

場所：海南市役所（本庁または支所）

ただし、7月18日のみ海南 nobinos（公立図書館）の会議室を使用

ア	6月14日（水）	午前8件、午後7件	合計15件
イ	6月17日（土）	午前3件、午後3件	合計6件
ウ	6月18日（日）	午前3件、午後6件	合計9件
エ	6月21日（水）	午前7件、午後5件	合計12件
オ	6月24日（土）	午前6件、午後12件	合計18件
カ	6月28日（水）	午前8件、午後9件	合計17件
キ	7月4日（火）	午前2件、午後2件	合計4件
ク	7月11日（火）	午前6件、午後4件	合計10件
ケ	7月18日（火）	午前3件、午後1件	合計4件
コ	7月25日（火）	午前3件、午後3件	合計6件

#### (2) 橋本市

※災害救助法、被災者生活再建支援法の適用なし

※り災証明書の申請期限を7月10日（月）としていることが判明したことから、急きよ現地相談会を実施

時間：午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで

場所：橋本市保健福祉センター

ア 6月30日(金) 午前5件、午後1件 合計6件

イ 7月1日(土) 午前1件、午後2件 合計3件

(3) 紀美野町

※6月21日・被災者生活再建支援法適用(施行令第1条第6号)

※被災者生活再建支援法が適用されたことから、現地相談会を実施

時間：午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで

場所：紀美野町総合福祉センター、紀美野町役場

ア 7月14日(金) 午前3件、午後3件 合計6件

イ 7月15日(土) 午前3件、午後9件 合計12件

(4) 紀の川市

※災害救助法、被災者生活再建支援法の適用なし

※床上浸水165棟(県内で海南市の393棟に次ぐ被害数)、床下浸水1

18棟に及ぶことから、現地相談会を実施

時間：午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで

場所：紀の川市役所本庁

ア 7月21日(金) 午前0件、午後2件 合計2件

イ 7月22日(土) 午前0件、午後0件 合計0件

(5) 九度山町

※6月21日・被災者生活再建支援法適用(施行令第1条第6号)

時間：午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで

場所：九度山町ふるさとセンター

ア 7月28日(金) 午前4件 午後5件 合計9件

イ 7月30日(日) 午前1件 午後8件 合計9件

以上、海南市10回、橋本市、紀美野町、紀の川市及び九度山町でそれぞれ2  
回ずつ5市町で計18回、148件